

News Letter vol.3

Contents

- 弁護士コラム 終活における遺言書の作成(第1回) 弁護士 河合 亮
- 弁護士コラム 相続法も変わる!(中編) 弁護士 野崎 隆史
- 弁護士コラム ドライブレコーダーのすすめ 弁護士 船岡 亮太
- ミリカンの京都食べ歩き 肉専科「はふう」で極上肉ディナーを堪能してきました!

TOPICS Column

終活における遺言書の作成(第1回)

弁護士

河合 亮



1. 「終活」ってなに？

皆さん、「終活」を考えていますか？ここ数年間かれるようになり「終活」という言葉、元は平成 21 年に週刊朝日の連載において、「就活」をもじって造られた造語だそうで、Wikipedia では、「人間が自らの死を意識して、人生の最期を迎えるに当たって執る様々な準備や、そこに向けた人生の総括」と意味づけられています。

「人生の最期を迎えるに当たって執る様々な準備」と言われても、色々ありすぎて、何をどうしたらいいかわかりませんよね。まず、財産の整理を考えないといけませんね。元気なままで最期を迎えられるとは限らないので、介護のことも考えていかないといいけません。ペットを飼われている方は、ペットの心配もあります。葬儀は？墓は？？仏壇は？？？考え出すとキリがありません。

最近は地方自治体による終活支援が拡がっているため、具体的な相談についてはそちらにお任せするとして、今回は多岐に亘る終活の中でも特に大切な遺言書の作成について、3回に亘ってお話しさせていただきます。

2. 遺言書作成の準備

遺言は主に遺産の処分を内容とするものですから、遺言書を作成するにあたっては、まずはご自身の財産をしっかりと把握しなければなりません。預貯

金や不動産だけではなく、保険や株式、自動車や貴金属まで、財産的価値があるものは全てです。

把握しておかなければならないのは、プラスの財産だけではなく、借金やローンなど、マイナスの財産もしっかり把握しておきましょう。

不要な物については処分してしましましょう。乗らなくなった自動車や、タンスの奥に入れっぱなしの宝石などがあれば売ってしまっても良いかもしれません。金融機関の休眠口座があると、相続手続きが煩雑になることもあるので今のうちに解約しておくとうい良いでしょう。長年使用していない不動産があれば、管理しやすいように換価するののもひとつの手です。

さて、財産をきちんと整理できたら、いよいよ遺言書の作成です。遺言では、法定相続において相続が発生しない内縁の妻や夫、養子縁組をしていない連れ子にも財産を残すことが可能です。ご自身の財産を誰にどういった割合で分配するのかじっくり考えましょう。

今回は、遺言の種類についてお話しさせていただきます。遺言の種類・書き方については、法定されています。きちんとした遺言書を作成するためにも、ぜひご覧になって下さい。

相続法も変わる！(中編)

弁護士

野崎 隆史



1. 前回に続き40年ぶりに変わる相続法をご紹介します。

まずはおさらいから。改正点は大きく次の6つです。

- ①配偶者の居住権を保護するための方策
- ②遺産分割に関する見直し
- ③遺言制度に関する見直し
- ④遺留分制度に関する見直し
- ⑤相続の効力等に関する見直し
- ⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

今回は③④をご紹介します。①②は2019年1月8日発行「News Letter vol.2」をご覧ください。HP にアップしています。「京都総合法律事務所」で検索してください。

2. ③遺言制度に関する見直し

三つの見直しがなされました。一つ目は、自筆証書遺言の方式の緩和です。これまでは、自筆証書遺言は財産目録を含めて全文を自分で手書きする必要があります。財産を個別に相続させたい場合、全てを手書きすることはなかなかの負担でした。これからは、遺言書に添付する財産目録はパソコンで作成することもできずし、通帳のコピーや不動産登記事項証明書の添付も認められ、大変便利になりました。

二つ目は、遺言執行者の権限の明確化です。これまでは、「相続人の代理人とみなす」と規定されていました。これからは、「遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる」と明文化されました。また、特定

遺贈又は特定財産承継遺言(遺産分割方法の指定として特定の遺産の承継が定められたもの)がされた場合の遺言執行者の権限等も明確化されました。

三つ目は、法務局による自筆証書遺言の保管制度の新設です(遺言保管法)。遺言を書いた。だけど誰に預ければよいのかわからない。そんなときは、法務局に遺言書の保管を申請することができるようになりました。ただし、法務局は遺言内容の法的チェックまでしてくれるわけではないので、この制度を利用される際にも事前に専門家にご相談ください。

3. ④遺留分制度に関する見直し

遺留分を侵害された場合に発生する権利が金銭債権になりました。また、その金銭債務の支払いについて裁判所が期限を与えることができるようになりました。これまでは、遺留分を侵害された相続人が遺留分減殺請求権を行使すると遺留分の割合による共有持分権を取得することになっていました。たとえば、遺産に不動産や株式があり、遺留分の割合が1/8の場合、それぞれの遺産について1/8ずつの持分を取得することになっていました。そして、その持分を現金化するために他の共有者と協議をしたり調停をしたりしていました。

これからは、共有関係にはならず、金銭を請求する権利になりました。先程の例だと、1/8の持分ではなく、1/8に相当する金銭を請求する権利を取得することになります。逆から見れば、会社の後継者となる相続人に会社の株式を全部承継させることができるようになりました。これにより事業承継がスムーズに進むことが期待されます。

ドライブレコーダーのすすめ

1 交通事故の主要争点＝「過失割合」

交通事故で問題になりやすい争点の一つに、「過失割合」があります。自分：相手＝20：80 とか、60：40 のように、端的に言えば、事故について「どちらがどれだけ悪いか？」という問題です。過失割合は、事故の類型ごとにある程度の基準が存在します。例えば、「信号のない交差点を直進しようとしたら、右側から相手方車両が出てきたため、出会い頭に衝突してしまった」という事故を想定してみましょう。交差点における優先関係としては、法律上「左方優先」が定められています。したがって、想定ケースでは、「左方」を走る自車が「優先」となり、「自分：相手＝40：60」が基本になるとされています。もっとも、この割合は、交差点に進入する際の減速の有無、道路幅員の広狭、一時停止規制の有無、明らかな先入の有無等々、様々な要素によって変動します。

2 過失割合の決め手となる要素

道路の幅員や一時停止規制の有無等は、事故現場を調べれば事後的にでも明らかになりますから、問題になることはほとんどありません。よく揉めるのは、減速や一時停止の有無、信号の色といった、事後的に検証しにくい事柄についてです。「信号は青だった！」、「一時停止した！」、「いや減速せず突っ込んできた！」という水掛け論になることはよくあります。ここで役に立つのがドライブレコーダーです。ドライブレコーダーさえついていれば無意味な水掛け論をしないで済むため、代理人弁護士としても示談交渉がしやすいです。

たまたま事故現場を走行していたタクシーに、ドライブレコーダーが搭載されていて役に立った、という事案も経験したことがあります。

弁護士

船岡 亮太



3 裁判での負担軽減にも繋がる

示談交渉で話し合いがまとまらなければ、裁判をすることになります。過失割合について争いがある場合、裁判所は、どのような事故態様だったのかを確定する必要がありますので、当事者から話を聞く手続（尋問）が必要になることが多いです。当事者双方を裁判所に呼び出して質問に答えてもらい、どちらの言い分が信用できるかを見極めるのです。尋問は時間もかかりますし、裁判所に来て証言台の前に立ち、質問に答えなければならないので、精神的にもかなりの負担になります。しかし、証拠としてドライブレコーダーの映像さえあれば、裁判官はそれを見て事故態様を判断することができるので、当事者の尋問は必要最低限で済み、場合によっては必要ないということもあり得ます。

4 まとめ

ドライブレコーダーの映像によって、自分側の過失が明らかになるケースもあり得ますので、設置すれば必ず裁判上有利になるというものではありません。しかし、客観的な証拠によって自分側の過失が明らかになれば、納得もできますし、何より紛争の早期解決・負担軽減に繋がります。ドライブレコーダーは、それほど高価なものではありませんし、設置・維持にかかるコストも知れているので、万が一のことを考えれば、設置しない選択肢はないと思います。

みなさん、是非この際に、設置を検討されてはいかがでしょうか。

Seminar Information

セミナー開催の お知らせ

京都総合法律事務所では、社会保険労務士のみならず、ならびに顧問をさせていただいている企業のみなさまに向けたセミナーを開催しております。

4/11(木), 4/18(木) 16時~18時 クレーン対応セミナー (危機管理, リスク管理)	5/15(水) 16時~18時 パワハラ防止セミナー	6/6(木) 16時~17時30分 営業秘密の管理
---	-------------------------------	------------------------------

弁護士が時流に沿った労務問題(使用者側)や企業法務を取り上げます。労働問題・企業法務に熟知した弁護士が責任をもって講師を務め、実際の紛争トラブルを踏まえたポイントを解説いたします。少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解を深めることができます。セミナー後には懇親会も企画しております。ぜひご参加ください。

参加申し込み・お問い合わせ TEL: 075-256-2560

ミカリンの京都食べ歩き

「はふう」は京都御所の南、裁判所の近くにあります。私はディナーで伺い、「はふうコース」を注文しました。

前菜の一品目は「サーモンのチーズロールとレンズ豆のサラダ 黒オリーブのソース」。上品な味わいで、風味豊かな黒オリーブと絶妙にマッチしていました。二品目の「牡蠣とほうれん草のトロロチーズグラタン」は熱々で、チーズたっぷりのグラタンを食べると、牡蠣風味が口に広がり、とっても美味でした。

スープは、金時人参の甘みと風味を活かした「金時人参クリームスープ」で、これも絶品でした。



メインは「極上牛サーロイン」! ソースはポン酢、ニンニクポン酢、白味噌ポン酢の三種類。柔らかいお肉が口の中で溶けて、まさに「極上牛」! さすが肉専門店です。半端ないクオリティでした。

デザートはそれぞれ違うものが出されます。私はエスプレッソのアイスにオレンジ風味のレアチーズでした。あっさりとしていて、食べやすかったので、コースの締めとして最適でした。ディナーはちょっとお値段が高めなので、誕生日、結婚記念日、合格祝など特別な日に行くのがお薦めです!



法律相談のご予約はこちら!

新規予約専用ダイヤル

075-256-2560

受付時間: 平日 9:00~18:00



京都総合法律事務所

〒604-0924 京都市中京区河原町

二条南西角 河原町二条ビル 5階